

概要版

第2期

うきは市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
うきは市

☀ 計画策定の趣旨・計画期間

これまでのうきは市における子どもたちへの支援については、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子育てができる環境づくりを推進してきました。

国においても、令和元年10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されました。

うきは市においても、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となります。

☀ 基本理念と行動目標

家庭や地域は次代を担う子どもの成長基盤です。この計画は、家族の絆が大切にされ、安心とゆとりを持って子どもがすくすく育つ環境と、ボランティアを含めた子育て支援の様々な活動を通じて、地域のふれあいの中で子どもがのびのびと健やかに育つまちの実現をその基本理念とします。

～基本理念～

**あたたかい家庭と地域のふれあいの中で
子どもが健やかに育つまち**

計画の基本理念を実現するために、以下の6つの行動目標を定めます。

行動目標1 家庭・地域における子育ての支援

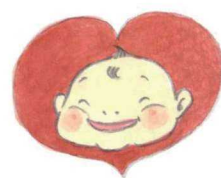
行動目標2 妊産婦や子どもの健康の確保

行動目標3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備

行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり

行動目標5 家庭と仕事の両立支援

行動目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援



取組方針

行動目標を達成するために、以下のとおり取組方針を定めます。

うきは市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、「子育て世代包括支援センター」と、福祉事務所・学校教育課・保健課等の関係各課が連携し、各事業を推進していきます。また、子ども達が変化の激しいこれからの社会において、確かな学力・豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育みながら「生きる力」を身につけることができるよう、うきは市教育大綱にもとづき推進していきます。

うきは市子育て世代包括支援センター『うきくる』の概要

うきは市子育て世代包括支援センター



子育ての不安はありませんか？
頑張りがすぎいませんか？
心に秘めた悩み、ささいなことでもかまいません。
お気軽にご相談ください。

◆開設時間◆平日 8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始休み)

◆場 所◆うきは市役所西別館 保健課内



問い合わせ先

うきは市子育て世代包括支援センター『うきくる』
(うきは市役所西別館 保健課内)
☎0943-75-4960 FAX0943-75-4963
✉hoken@city.ukiha.lg.jp

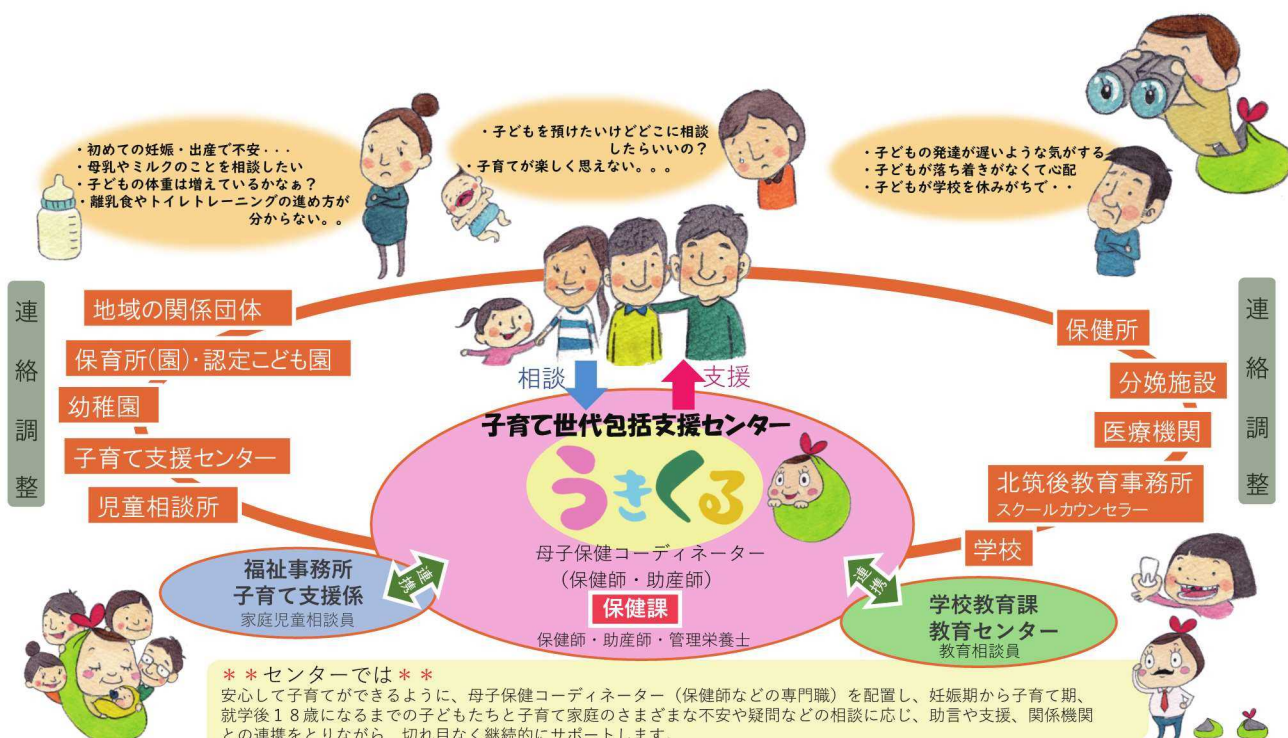


イメージキャラクター“うきくる”

うきは市子育て世代包括支援センター『うきくる』の由来

うきは市をまるごと包括（インクルード）して子育てをサポートします。
「くる」には***くるむ（包む）
センターに「来る・来んね」という意味を含んでいます。

子育て世代を応援するセンターを目指します！



行動目標1 家庭・地域における子育ての支援

※施策は一部抜粋

(1) 子育て支援体制の充実

子育て支援センター事業	乳幼児と保護者同士の交流の場や育児相談などの場を提供し、地域の子育て支援の充実を図ります。育児講座等を開催して、子どもと親がふれあいコミュニケーションを図る大切さを啓発します。
相談体制の充実	母子保健事業で行う相談事業や学習事業、子育て支援センターで行う子育て相談等、各種相談機能の充実と連携を図ります。
子育て支援情報の充実	子育て支援情報に関するホームページ等の充実を図ります。子育てガイドブックやサービスプランを配布して、子育て支援情報の提供を行います。

(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

一時預かり事業	保護者の急病や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的な保育ニーズに応えるため、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。
休日保育事業	保護者が日曜・祝日の就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応して休日保育事業を実施します。
幼稚園・認定こども園における預かり保育事業	幼稚園・認定こども園における預かり保育の充実を図ります。

(3) 子どもの放課後の居場所づくりの充実

学童保育所運営事業	保護者が就労等により放課後留守になる家庭の小学生児童を対象に、学童保育所を実施します。必要な施設の整備、体制づくりに努めます。
読書活動の推進	木製ブックエンドの貸与事業等を通して、子どもたちの読書環境を整備し、いつでも読書ができる「家読（うちどく）」を推進します。

(4) 子育て世帯への経済的支援

児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給します。
子ども医療費助成事業	子どもたちが安心して必要な治療を受けられるように、医療費の助成対象拡大に努めます。

行動目標2 妊産婦や子どもの健康の確保

(1) 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

産婦健康診査事業	産後2週間・1か月に、母子に対して実施します。心身の不調を早期に発見し、支援が必要な場合は対応します。
産後ケア事業	生後4か月未満の母子を対象に、産科医療機関等にてケアや相談等を行います。日帰りと宿泊があり、育児に不安がある方を支援します。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの支援がとぎれることなく、できるよう、専門のスタッフを配置し、相談・助言・情報提供、支援プランの策定、関係機関との連携を図ります。

(2) 子どもや母親の健康づくり

乳幼児健康診査の充実	先天異常などの疾病や心身障がい等を早期に発見するとともに、未受診児の把握に努め適切な保健指導を行います。
食育の推進	食物の生命と労働の価値を学ぶ「食・農教育」を進めます。健康で安全な給食の確立と地産地消の拡大を進めます。
予防接種の推進	感染症から子どもを守り安心して子育てをすることができるよう、他の自治体に先がけておこなっている任意予防接種について更にあり方を検討します。

行動目標3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備

(1) 信頼される学校づくり

教育内容の充実	創意工夫を活かした各学校の特色ある教育活動を進め、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育内容の充実に努めるとともに、情報化に対応したICT教育の推進に努めます。
地域に関かれた学校づくりの推進	地域の人材を活用した教育活動を進め、うきは市寺子屋事業など家庭や地域との連携協力による自主・自立的な学校運営を進めます。
不登校児童生徒への対応の充実	不登校や引きこもりの状態にある子ども達を支援するため、学校をはじめ不登校児童生徒適応教室や不登校・引きこもり対策相談支援事業、教育相談員が連携しながら対応します。

カウンセリング機能の充実	不登校や問題行動等の学校への不適応状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うためスクールカウンセラーを配置します。
--------------	---

(2) 子どもの生きる力の育成

子ども会活動の支援	学年を超えた子ども達が各種行事に参加しながら、遊びや交流を楽しむ力等を育む子ども会活動の支援に努めます。
情報の活用に関する教育の推進	情報及び情報媒体を適切かつ効果的に活用する能力を育成します。また、子どもの情報メディア活用時の危険性に関する保護者への啓発も推進していきます。

(3) 思春期保健対策の充実

思春期保健体制の充実	思春期に性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図ります。
------------	---

行動目標 4 安全で安心な子育てのまちづくり

(1) 良好な住環境の充実

公園整備の推進	子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や子ども遊園の充実に努めるとともに、親子でふれあう場の設置を検討します。
---------	---

(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

防犯対策の推進	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって犯罪の発生を減らす取組を推進します。
---------	--

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

安全な通学路の確保	子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、子どもやドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めます。
-----------	---

行動目標 5 家庭と仕事の両立支援

(1) 「仕事と生活の調和」の実現

ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業者、地域住民等への意識啓発活動を強化します。
男性の家事・育児への参加促進	家事・育児等は家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、男性の家事・育児への参画を促進します。

行動目標 6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

家庭児童相談員設置	子どもに関するさまざまな問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を行い、要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。
子ども家庭総合拠点支援事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務の実施を検討します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の促進

児童扶養手当	18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。（所得制限あり）
母子家庭等日常生活支援事業	一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣します。

(3) 障がい者施策の充実

療育体制の整備・充実	療育相談、療育指導、各種専門療法、リハビリテーションなどのサービスが身近に利用できるよう、療育体制の整備・充実に努めます。
特別支援教育の推進	身体・知的障がい、自閉症、発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。

事業計画【教育・保育（1～3号認定）】

子ども・子育て支援事業計画とは、5年を1期として、各年度のサービスの見込み量とそれに対応する提供体制の確保内容を定める計画です。

就学前児童に対して主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で行う教育・保育は、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。

ニーズ調査等をもとに今後のニーズ量を見込み、それをもとに確保すべき定員数を定め、1号認定・2号認定・3号認定いずれも受け入れ可能見込み数の範囲内に収まる見込みです。今後も、供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

【教育・保育(量の見込みと確保方策)】

(単位:人)

			R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	量の見込み		138	129	125	120	114
	確保方策	市内で確保	135	126	122	117	112
		他市町村	3	3	3	3	2
		計	138	129	125	120	114
	差（確保方策－量の見込み）		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み		591	550	533	511	492
	確保方策	市内で確保	587	546	529	508	489
		他市町村	4	4	4	3	3
		計	591	550	533	511	492
	差（確保方策－量の見込み）		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み		331	319	304	291	278
	確保方策	市内で確保	328	316	301	288	276
		他市町村	3	3	3	3	2
		計	331	319	304	291	278
	差（確保方策－量の見込み）		0	0	0	0	0

《保育・教育の認定区分》

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下の3つです。

認定区分	年 齢	保育の必要性	主 な 利 用 先
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園、幼稚園（教育の利用希望が強い場合等）
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園

事業計画【地域子ども・子育て支援事業】

「地域子ども・子育て支援事業」とは、子どもやその保護者等を対象に、市町村が地域の実情において実施する事業です。子ども・子育て支援法において、量の見込みと確保の方策を定めるべきとされた事業は次の表のとおりです。

【地域子ども・子育て支援事業(確保する事業量一覧)】

事業区分	事業の概要		確保する事業量					
			単位	R2	R3	R4	R5	R6
地域子育て支援 拠点事業	地域子育て支援センター等で親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業です。		人回	11,655	11,209	10,702	10,236	9,749
子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・ センター) [就学児分]	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。		人日	119	120	116	108	101
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	一時預かり事業 (幼稚園在園児を対象)	人日	6,269	5,833	5,647	5,424	5,220
		一時預かり事業 (上記以外)	人日	900	900	895	890	880
		子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	人日	88	85	81	77	74
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日時において、保育所、認定こども園等において、保育を実施する事業です。		人	224	221	203	195	187
病児・病後児保育	病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。		人日	118	112	108	103	99
放課後児童健全 育成事業 (学童保育所)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。		人	417	415	402	379	358
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。		人	181	174	166	158	150
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する相談・助言を行う事業です。		人	181	174	166	158	150
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。		人	23	23	23	23	23
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。		人日	10	10	10	10	10
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。		か所	1	1	1	1	1





子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
妊娠したら		
母子健康手帳の交付	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75-4960
妊婦健康診査		
カンガルースクール（母親学級）		
出産育児一時金	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎75-4973
子どもが生まれたら		
出生届	(市) 市民生活課 住民係	☎75-4972
	(市) 浮羽市民課 コンシェルジュ係	☎77-2112
子ども医療費支給制度	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎75-4973
児童手当	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎75-4961
赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75-4960
モグモグスクール（離乳食教室）		
産後のボディケア教室		
ママと赤ちゃんの相談事業		
定期的予防接種		
夜間小児救急医療	夜間小児救急医療電話相談窓口 久留米広域小児救急センター （聖マリア病院内）	☎#8000 又は ☎0942-37-6116
子どもと遊ぶ		
地域子育て支援センター	こども交流室（吉井町 347-1） 遊林ランド（浮羽町高見 679-2）	☎75-5530 ☎77-4336
子育てサークル	ちびっこ広場（うきは市社会福祉協議会） びよびよくらぶ（吉井幼稚園）	☎76-3977 ☎75-3281
保育所園庭開放	各保育所にお問い合わせください	
市内の公園	(市) 住環境建設課 建設管理係	☎75-4983
子ども遊園（竹永・高橋・若宮）	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎75-4961
子どもを預ける		
保育所	(市) 福祉事務所 保育所係	☎75-4961
幼稚園	吉井幼稚園（吉井町 1085-1）	☎75-3281
保育所の一時預かり	若葉保育園（吉井町 692-1）	☎75-2836
	遊林愛児園（浮羽町高見 679-2）	☎77-4336
保護者の用事・リフレッシュ時等に預かり	ファミリー・サポート・センターくるめ うきは子育てサポート菜の花	☎0942-37-8888 ☎090-5926-3923
託児、家事支援	市シルバー人材センター	☎75-5544
病児保育	久留米大学医療センター内「エンゼルキッズ」	☎0942-22-6621
	久留米大学旭町キャンパス内「すくすくランド」	☎0942-31-7988
	聖マリア病院内「マリアン・キッズ・ハウス」	☎0942-34-3165
	田主丸中央病院内「たのっしーランド」	☎080-1790-2460
発達障がい・障がい児支援事業	久留米市子ども未来部幼児教育研究所	☎0942-35-3812
小学校のこと		
就学援助制度、通級指導教室等	(市) 学校教育課 学事係	☎75-4950
学童保育所	(市) 福祉事務所 保育所係	☎75-4961
各種支援		
障害のある児童への各種福祉サービス	(市) 福祉事務所 福祉係	☎75-4961
児童扶養手当	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎75-4961
ひとり親家庭等医療費助成制度	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎75-4973
悩み事があるとき		
出産・妊娠に関すること	にんしん SOS ふくおか	☎092-642-0110
乳幼児の成長、発達に関すること	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75-4960
子育ての悩みや不安に関すること	こども交流室（吉井町 347-1）	☎75-5530
	遊林ランド（浮羽町高見 679-2）	☎77-4336
子ども、家庭、女性に関すること	家庭児童相談室（子育て支援係）	☎73-9151
	北筑後保健福祉環境事務所	☎0946-22-4195
不登校・ひきこもりに関すること	うきは市社会福祉協議会	☎76-3996
子どもの発達・気になる子の通告に関すること	久留米児童相談所	☎0942-32-4458
	うきは市男女共同参画センター	☎77-2661
	北筑後保健福祉環境事務所（分庁舎）	☎0942-30-1072
	福岡県あすばる女性相談ホットライン	☎092-584-1266
	配偶者暴力相談支援センター	☎0942-34-8111
ひとり親家庭・DV に関すること	福岡県配偶者からの暴力相談電話	☎092-663-8724
	うきは市社会福祉協議会	☎76-3977
その他さまざまな相談に関すること	うきは市社会福祉協議会	☎76-3977

◎子ども・子育て支援事業計画は、うきは市ホームページからご覧いただくことができます。

第2期 うきは市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和 2 年 3 月

発行：福岡県うきは市

住所：〒839-1393 うきは市吉井町新治316

電話：0943-75-4961 FAX：0943-75-4963



うきは市